平成 22 年度(2010 年度)

NGO·外務省定期協議会

「第 3 回 ODA 政策協議会」議事録

外務省 国際協力局

- ●山口:平成22年度第三回NGO・外務省定期協議会ODA政策協議会を始めたいと思います。開催に先立ちまして何点か言及したいと思います。本件協議会でのご発言は記録を公表されますのでよろしくお願いします。その関連で、ご発言の際には、所属、氏名を述べてから発言いただけますようお願いします。また議事の進行の時間の都合もありますので、ご発言はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。今回は司会として高橋さん、ODA改革ネットワークの世話人と外務省の山口が行います。それでは外務省側からの挨拶ということで、能化国際協力局参事官NGO担当大使から一言お願いします。
- ●能化:みなさんこんにちは。国際協力局の能化でございます。特に挨拶という重要な義務をいただいたわけですが、22年度第三回〇DA政策協議会ということで、本日も活発な意見交換ができればと思います。最近、外務省の政務三役が出席してきているのですが、本日は生憎ですね、外交日程、ニュージーランドの地震対策ということで、政務のほうは出席しておりませんが、外務省の担当、関係者、事務方しかるべき人物がそろっておりますので、よく議論してまいりたいと思います。今週は、〇DA政策協議会の他に、後ほどお話がありますけれども、CSOの開発効果マルチステークホルダー・ダイアログもございまして、3月、4月といろいろなものが続いてくるかなと思います。それでは、本日2時間ありますので、私どものほうも活発に意見を言えればと思っております。よろしくお願いします。
- ●山口: それでは報告事項のほうに移らせていただきます。まず C S O の 開発効果、マルチステークホルダー・ダイアログについて、国際協力 N G O センターの宮下様、お願いします。

〇宮下 (JANIC): どうもありがとうございます。国際協力NGOセンターの宮下と申します。どうぞよ ろしくお願い致します。3月7日に実施いたしました、СSOの開発効果マルチステークホルダー・ダイアロ グについてご報告いたします。能化参事官、山田参事官、また山口室長にもご参加いただきまして、皆さまご 協力、ご参加いただきましたことを、心より御礼申し上げます。皆さまにお手元に配布しております資料につ いて、一枚紙で開催概要等まとめてありますので、そちらをご覧いただきながら聞いていただければというふ うに思います。CSO開発効果の国際的な議論については、既に前回のODA政策協議会でJANICよりご 報告しておりますので、簡単に申し上げたいと思うのですが、昨年9月にCSO開発効果オープンフォーラム 第一回世界大会が開催されまして、世界のCSOが集まりまして、CSO開発効果の国際枠組案がまとめられ ました。こちらの国際枠組案の原則につきましては、すでに世界のCSOの間で合意がされておりまして、J ANICも合意をしている次第でございます。第2回世界大会は、実はカンボジアでこの6月に予定されてい るのですが、そちらに向けて現在ガイドラインと指標、またCSOが活動しやすい政策環境づくりについて活 発な議論しているところでございます。そういった流れを受けまして、JANICではこの2月に、CSO開 発効果の国内コンサルテーションを実施いたしまして、31団体48名のNGO関係者にご参加いただきまし た。それを受けた形で、3月7日に実施いたしましたのが、こちらのマルチステークホルダー・ダイアログで ございます。CSOが活動しやすい政策環境をテーマに、外務省、JICA、また国会議員のみなさま、3名 の先生方お見えになっていますが、またNGO関係者の皆さまにご出席をいただきました。プログラムの内容 等、主な議論のポイントについて簡単にご報告いたします。プログラムの第一部では、CSOの開発効果を高 めるための原則と政策環境づくりについて総合的な議論を行いました。日本のNGOからの要望事項として、 2点私どものほうからお願いをしたんですけれども、1点目としては、世界のCSOでは、CSOの開発効果

の国際枠組案について各国政府にエンドースメント、この訳がちょっと難しいんですが、賛同という形が一番 適当ではないかというふうに思います。賛同を求めるように働きかけておりまして、JANICからもこの3 月7日の会合で、CSOが活動しやすい政策環境づくりも含めた形で、この原則について、日本政府にご賛同 いただくように要請をいたしました。で、こちらに対しまして、外務省のほうからは、CSOが提示した8つ の原則というのが、第4回のハイレベルフォーラムが今年の11月にありますけれども、そちらへの重要なイ ンプットであるということを認識いただきまして、また、最終的にエンドースメント、賛同することについて も今後検討していただけるということで、ご回答をいただき感謝いたします。またもう1点お願いいたしまし たこととしては、OECD DACの援助効果の作業部会にCSO開発効果のタスクチームというものがござ いまして、そちらにまだ日本政府が参加していらっしゃいませんので、ぜひこちらに参加して下さいと、また カンボジアで開催されます、第二回世界大会もぜひ参加して下さいという要望もあわせていたしました。こち らについても今後検討して下さるというお返事をいただきましたので、また議論を続けていければと思います。 第二部では、各論について具体的な途上国における政策環境づくりですとか、また日本政府のNGOの支援の 課題について、具体的な議論を詰めました。主な論点について、少しだけご紹介したいんですけども、まずN GO側から、日本のODAに対するNGOの支援金額の割合が、まだDAC平均に達していないということで、 質・量ともに改善していただけないかというような意見がNGOのほうから出されたんですが、外務省のほう からは、日本のODAに占めるNGO支援は、平均値よりは少ないけれども、NGOの活動資金に占めるOD Aの割合というのはDAC平均よりも高いということですとか、また23年度の予算についても22年度と同 額計上予定であるというようなご指摘がありました。また、NGO資金のスキームについても、現在改善を進 めていただいているということで、こちらもますます協議を進めていければというように考えております。ま た、定期協議会も、今日はちょっと政務三役がお見えになっていませんが、近年ご参加いただいているという ことで、NGOと外務省との対話も深まっているという認識を相互にしたかなという理解をしております。公 平なパートナーシップという言葉が原則にも書かれていますが、さらにそういったことの実現に向けて協働を 進めていければという認識を新たにいたしました。また、途上国における政策環境の改善についても、活発な 議論がなされまして、NGO側から途上国のCSOの民主的なオーナーシップの促進ということを外務省とし てもバックアップしてほしいということを要請いたしまして、また日本政府もですね、カンボジアで実際にN GO法の制定のプロセスに関わっていらっしゃるというよい事例もありまして、こういったこともご紹介しま した。また、議員の方から、CSOの民主化の活動を政府が直接支援するというのは難しいけれども、NGO を通して支援していくのが非常によいのではないかというご指摘がありまして、これも今後議論を継続してい ければというふうに考えております。さらに、NGOと外務省、JICAの人材交流については、既に実現し ているものもございますけれども、議員の方から意思決定レベルでの交流も必要ではと言うお話もありまして、 こちらも来年度以降協議を進めていければと考えております。そのほかにも、寄付税制の話や、アカウンタビ リティの話など、色々な議論が出てきましたが、今日全ての議論をご紹介はできませんので、また報告書をま とめ公開する過程で、みなさまにぜひ共有していきたいと考えております。最後に、政治家の方からのコメン トで、私としてもぜひ議論を続けていければと思っておりますのが、政治家の方々が党派を超えて、また政府 とNGOも連携して、テーマ別に、開発協力、国際協力の取り組みをしていければというコメントがありまし たので、こちらにつきましてもまたハイレベルフォーラムまでに色々な機会あると思いますので、議論を進め ていければと思っております。私からの報告は以上です。

- ●山口:ありがとうございました。これについて何かコメントありますでしょうか。
- ●能化:宮下さん、ありがとうございました。ポイントを押さえられた報告であったのではないかと思います。日本政府への依頼事項ということでいただいた点については、ご指摘の通りきちんと検討してまいりたいと思います。具体的には、CSO開発効果の国際枠組み案のエンドースメントと、CSO開発効果タスクチーム、それから世界大会へ日本政府からも参加してほしいということ、そういうご要望があったというふうに理解しております。日程調整、予算といったものもありますので、まだちょっと答えられませんけれども、検討してまいりたいと思います。それから、特に最近外務省とそれからNGOの間で、このような機会も含めて対話をしてきておりますけれども、今週の会議は議員の方々が参加されたということで、従来と少し違った形の対話があったかと思います。議員の方々3名いらっしゃって、それぞれかなり異なる意見、方向性の違う意見がでておりましたので、いらっしゃらなかった政治家の方々もまた別の意見をもっていらっしゃると思います。その中ではODA全般、あるいは、外務省に対する非常に厳しいご意見もございましたし、NGOの方々に対する色々な、もう少しこうしたらいいという意見もあったと思います。そういうものを色々受けとめながら、さらに対話をしていければいいなと思います。とりあえず私のほうからは以上です。
- ●山口:他にコメントございましたら。それでは次の報告事項に移らせていただきたいと思います。JICA ボランティア政策ペーパーについて、国際協力局の佐藤事業管理室長のほうからお願いします。
- ●佐藤:みなさんこんにちは。事業管理室長の佐藤です。今日のこのテーマはJICAボランティア事業とい うような紹介があったんですけれども、我が国の海外ボランティア事業のあり方ということで、簡単にご報告 をしたいと思います。配布資料、横に1枚になったやつがいわゆる政策ペーパー(案)なんですけれども、こ れがポイントとなっておりますので、これを中心にご報告したいと思います。昨日、外務省のホームページに このポイントを掲載させていただきました。これはここにあります通り、青年海外協力隊とシニアボランティ アというものを最近やっておりますが、国のボランティア事業としてやっておりますこの事業についてですね、 半世紀近くたったので、それに2年前の仕分けの指摘もありましたので、これを機会に国家戦略、外交、開発 という観点からは抜本的に見直すべきであるということですね。ついては、50年経った今、どういう意義が あって、その意義を実現するためにどういう政策が必要なのか、そういうものを示す文章を作るようにという 指示が政務から出ました。中身は、その議論をしていく上では、外務省、JICAだけで決めるのではなくて、 その経済界、NGO、地方の意見を聞いて、今年の夏までに公表すべしということで、今関係者との意見交換、 この場を含めまして、やっているところでございます。この中身はHPに掲載しましたし、ハードコピーでも ありますので、お読みいただければと思うんですが、3つの項目からなっております。1つは、これまでの成 果、目標が何であって、それがどの程度達成されているのかということを振り返るということになっておりま す。この3つ、相手国の開発への協力、日本と相手国の友好親善、その結果として、参加した方の国際的な視 野の涵養ということがあるんですけれども、ずっとやっていくうちにですね、どうしても外務省、JICA、 まあJICAの実施事業ということでやってきましたので、開発協力の部分について事実上基点をおいてやっ てきたということもありました。で、今日的には何かということなのですが、このますます新興国が、援助し た結果もあるんですけれども、増えてきていますので、ますますこういう途上国・新興国のことを知っている 人が日本にいることは非常に意義があるだろうと、外交的にもですね。国内でも、色々と社会の内向き化とか

言われておりますので、改めて海外、世界に目を向ける機会になるのではないかと。最近は官民連携とかです ね、地方の活性化などですね、そういったような人材としての投資という意義もあるのではないかと考えて、 提案させていただいております。具体的に何をやるかということなんですが、いくつかあるんですけれども、 まずこの今まで開発協力に偏重、評価の部分ですね、やっていたとしてもこの部分くらいだったのを、きちっ とですね、3つの側面、切り口があるということをですね、バランスよく表明して、それをちゃんと評価して いくということをやるべきじゃないかということが1つございます。あと、その次に、国内と海外におけるコ ラボレーションということで、国内ではNGOの方々との連携がもっとできないかということも提案させてい ただいております。それからですね、この帰ってきて、派遣して帰ってきて終わりということで、今までやっ てきたんですけれども、やはりそのグローバルな視点を持った、調整能力とかに長けた方々であるということ で、彼らがその経験を活かした進路に円滑につけるような支援をきちっとやっていく必要があるのではないか. ということで、いくつか政策を提案させていただいております。このような形で、今日はNGOとの意見交換 の第一弾ということなんですけれども、今週末には地方でも、この青年海外協力隊に関する講演会を行います。 プレスリリースも配布させていただきましたが、まず北海道札幌市で講演会を行う予定でございます。今追加 でお配りしましたが、この政策ペーパーにつきましては、国民各層の意見、提案を募集したいということで、 意見受付窓口をですね、電子メール及びファックスで受け付けますので、あのNGOの皆さま方からもですね、 個人的な意見、団体としての意見をどのような形でも結構ですので、検討させていただきたいと思います。

●山口:今の報告事項につきまして、コメント等ございますでしょうか。はい、高橋さん。

〇高橋(ODA改革ネットワーク): ODA改革ネットワークの高橋です。本当は今日司会なので、あまり喋 らないつもりだったのですが、私自身が協力隊OBですから、ちょっとだけコメントを。コメントというより は質問なんですが、2つあります。1つはですね、協力隊事業の見直しをして開発事業のあり方を考えていく んですけれども、後半、今日ODAの過去案件のレビューについての議論があるように、見直すのであれば過 去の協力隊についてどうだったのか、レビューをどのようにされたかということについてぜひ教えていただき たいと思っています。いただいた資料の中でも、評価の見直しと書かれてありますが、それは具体的にはどう いったことを考えていらっしゃるのかということです。これは協力隊に限りません。実は専門家も含め、技術 協力の評価というのはなかなか難しいところがあると思うのですが、それをどういうふうに考えているのか、 そういったことにも繋がってくる話かと思います。ぜひ、それを教えて下さい。それからもう1点は、同じよ うに評価・レビューに繋がる話かもしれませんが、組織の見直しというのが最後のほうに書いてあります。私 自身も協力隊をやっているときにも考えていたんですけれども、やはり現地で要請調査が行われるのを見てい て、どういうニーズがあるかを探るのは結構大変というか、難しいものだなと、調整員は相当苦労されている と感じていました。ここはアドミ・コストの問題にも繋がるのかと思いますが、そこは大事なポイントなので、 しっかり考えないと、恐らく事業仕分けに耐えられないのではないかと推測します。余計なことかもしれませ んけれども、心配なので、そういうことも含め適切なニーズ把握の方法を、どのように考えていらっしゃるの かちょっと教えていただきたい。そうでないと、必要性をしっかりとアピール出来ずに、同じことの繰り返し になると。たぶん継続性に疑問が改めて持たれ、そもそもの議論に戻ってしまうのではないかと思います。よ ろしくお願いします。

●佐藤:ありがとうございます。あの、ひとつめの過去のレビューの件なんですけれども、3つ意義があると 申し上げたんですけれども、この3つのですね、開発協力につきましては、一件一件ですね、これはJICA のほうで評価を行っておりまして、今回、全体まとめてですね分析するという作業はまだやっておりません。 2つめのですね、相手国との友好親善につきましては、去年の秋にですね、全在外公館を通じまして調査を行 いまして、どのような外交効果があがっているかということは調べております。まだ公表はしておりませんが、 そういったものがございます。3つ目の国際的視野の涵養につきましては、具体的にですね、どういうふうに 評価するのかということがはっきり今までなかったものですから、その観点からの評価というものはやってお りませんが、帰ってきて1年間ですね、どういったところの進路で就職しているかという調査は行っておりま す。今後もですね、評価の見直しについても、現時点でのアイディアなんですけれども、この政策ペーパーで 提案されている見直しをするべきであるということも踏まえて、つい3週間ほど前からですね、JICAのほ うにおきまして、外部有識者を交えた会合というものがですね、月1回くらいのペースで夏までにまた行われ てまして、外務省も他の役所と一緒に参加しております。NGOの方も経済界の方も参加されております。こ ちらのほうで、具体的な評価の見直しというものを探っております。あと、3つ目の組織の見直しの話なんで すけれども、非常に貴重なご意見を承ったと思っております。あの、現地要請調査が難しいということは、実 際にどうなのかというのは我々も現場にいないので分からないというのが実情ですので、よろしければ、高橋 さんのご意見としては、難しいけれども調整員は非常に苦労されていると、もっとそのアドミンコストをむし ろつけないと、今のやり方だとうまくいかないのではないかというご意見として承ってよいのか、それとも、 やり方をまったく変えてですね、もっとそのアドミンコストがかからない形でやるっていうことなのか、この 場でなくても構いませんのでご意見を伺えればと思います。それと、一番最初に申し上げたですね、この開発 協力について個別の評価をしてるだけだと申し上げたんですけれども、ちょっと訂正なんですけれども、去年 の秋にですね外交効果を外務省で調べた時に、あわせて経済効果、開発協力の効果につきましても調査いたし ております。

●山口:ありがとうございます。他に?はいどうぞ。

〇池田(21世紀協会): 21世紀協会の池田と申します。この件に関しては、以前2月15日の時にもご意見申し上げましたけれども、改めて政策協議会として意見を申し上げさせていただきます。聞くところによれば、ここのところ数年、派遣者の増員をしろという至上命令がどこからか出ているらしくて、どんどん増やせということで、結果的に質の低下が起きているというふうに聞いております。実際に、具体的に私も質の低下をこの目で目の当たりにして愕然とした経験がございます。この何年かの間のことです。今おっしゃいました、3つの目的、開発協力、友好促進、人材育成と、3つも目的があって果たして果たせるのか。今までやってきた協力隊のやり方と、目的とそんなに変わらない。言葉を置き換えただけで全然何も変わってないのではないか。こんなのを出してきたって、まるまる仕分けにあうのは目に見えているかと思います。この開発協力などということで、成果を上げることはまずあり得ない、若い方が。いっそ、人材育成、ここ一点に絞るのはいかがでしょうか。開発協力はNGOもやります。NGOが若い人を使ってやることもできます。あるいは、JICAが若い専門家を派遣する、そういったこともできるかと思います。そういったスキームを作ればいいんです。ジュニア専門員のさらにジュニアジュニア専門員でも作ればいいんです。これを協力隊に期待するのは無理がある、期待すると当然評価が低くなる、評価が低くなるのは困るのでちょっと甘い評価をする。そうする

とNGOにつつかれるというよろしくないサイクルが出来上がるかと思います。人が開発協力という使命を持って、乗り込んできて、それで友好だけ果たすなんていうのはちょっと情けない。予算の無駄遣い。友好は大事ですけど、果たして一人2年間で2千万と言われる予算をつぎ込むというほど、この友好ということは大事か、成果があがっているかというと大いなる疑問です。そこで、残る可能性があるとしたら、私は人材育成、これに集中するべきではないかと思います。開発人材の育成の機会というのは最近著しく減ってきています。また、個人が大金を出して海外に留学しなければならない、そういうような実情も見えています。そういう中で政府が派遣するというような枠を設けて、若い人が開発の現場に行くというチャンスを設けることであれば、そういうことでしたらお金を多少使っても、そんなにNGOも怒らないと思います。いくつも目的を総合的に掲げて分散させなくても、1つに絞りましょう。人材育成について絞りましょうということを申し上げたかったのです。宜しくお願いします。

●山口:はい、ありがとうございました。他には?

〇満田(メコンウォッチ): メコンウォッチの満田と申します。これはメコンウォッチというよりも個人的な意見を申し上げさせて下さい。私も、ボランティア事業というのはコスト的にどうなのだろうという個人的な疑問は若干持って来ました。ただ、今言われたように、人材育成というのは非常に重要だと、私自身も感じております。というのは、人材育成を外務省さんだけで担われるというのは、ちょっと一面的になりすぎてしまって、もし人材育成を総合的に考えられて、例えば地方の村おこしに繋げていこうという気持ちが真剣にあるのであれば、私としては国際的に途上国に派遣する前に、若者をまず地域に派遣して、途上国の開発の現場と日本の今の山村の現場と通じるところを学んでもらってはどうでしょうか。派遣の前段階として、日本の地域の村起こしを若者に体験してもらう。そして、卒業した若者が途上国に派遣される。そうすると総合的な人材が育つのではないかと考えております。また、こういうのは外務省だけではなく、横断的に、各省庁で協力して取り組まれるのも1つの案ではないかと思っております。以上です。

●山口:ありがとうございました。

●佐藤:どうもありがとうございます。貴重なご意見を。いずれもバリッドなご意見だと思いますので、参考にさせていただきます。その上で、人材育成に集中するべきではないかという点ですけれども、我々としてもまさにそこを訴えていくことが非常に効果的ではないかということでやっていきたいと思います。それとその評価の点につきましては、確かにJICAの専門家と同じ尺度で協力隊員を評価すると非常に非効率です。ですが、山花政務官のバングラデシュの出張の際にも確認されているんですけれども、やはり日本人であれば普通に持っている「時間を守る」とか「対話を重視して関係者の間で物事をまとめていく」とかですね、そういった価値観は途上国の住民の方々にとっては非常に新鮮で、それが地域の人づくりとか地域づくりに貢献できるという部分がありまして、こういったものをうまく評価できるような評価手法をですね考えるべきではないかと。それは同じ開発協力について同じものではなくて別のものを作るべきではないかということも考えています。あとあの、満田さんのご意見も同じなんですけど、まさに地域おこしとか村おこしっていうのは外務省の所掌を超えるところではございますが、このペーパーの中にも若干そういった点は触れさせていただいておりまして、今回世の中に問うという形でそういった視点も社会還元の効果としてあるということは謳っており

ます。先に地方で訓練させていくというアイディアもおもしろいアイディアだと思いますので、検討させていただきたいと思います。

●山口:はい、どうも有難うございました。それではですね、時間になりましたので、報告事項の方は終わります。時間がきついということです。

〇高橋:はい、山口さん、有難うございました。それではですね、ここから協議事項ということで、後半に入りたいと思います。ここから私が司会を担当させて頂きます、ODA改革ネットワークの高橋と申します。協議事項は大きくは2題、小さいのに分けて見れば3題ですけども、残り時間はあと1時間半です。ひとつひとつが大きな課題ではありますけども、それぞれ30分弱くらいの感じで進めていきたいと思います。それでは早速ですが、最初の協議事項、「開発における人権の統合・促進—DAC人権と開発に係わる政策文書のODAでの位置づけと活用状況」について、まずはNGO側からの議題説明ということで、ヒューマンライツ・ナウの枝川さんにご説明をお願い致します。宜しくお願いします。

〇枝川(ヒューマンライツ・ナウ):今ご紹介頂きました、国際人権NGO「ヒューマンライツ・ナウ」の枝 川と申します、弁護士をしております。お手元の資料の中で、ページを繰って見ていただくと、議題として「開 発における人権の統合と促進」ということでご用意させて頂いております。開発における人権というと、今日 に限られる問題ではなくて、従来からある議論だと思います。<議題の背景>というところをみて頂きますと、 そこに書かさせて頂きました通り、2007年2月、DACから人権と開発に係わる政策文書というものが出 ており、そこに10の原則が掲げられています。これを見ると、グローバリゼーションという中で人権の問題 というのはより一層浮かび上がってきていると書かれてあって、その中で開発と人権というものがどう統合さ れていくべきかということが指摘されていて、ますますこれからはそういう人権というものに目を向けなけれ ばならないということが指摘されています。従来のODA大綱においても、基本的人権を尊重していくという ことは考えられているんですが、そういう政策レベルの話を、まさに政策の中でどう活かし、更に政策を実施 していく実施段階において、どのように具体的な形で人権配慮というべきか、社会配慮というべきかですね、 環境配慮というんでしょうか、そういった形で活かされていくか、そのあたりについてはちゃんと見ていかな ければいけないんじゃないかと思っています。そこで、今日の議題として、このDACの文書をどういった形 で活用していくか、具体的には、政策レベルで、DACの文書を活用し、人権にどうやって配慮していくか、 また、どういう評価をされていくかがなされるべきか、そのあたりについて提案したいと思います。まず4番 に質問事項というのがありますけれども、今申し上げたのは(1)になります。それを見て行く中で、次に(1) に移るわけですが、従来ODA白書を見ると、ポジティブリンケージ、ネガティブリンケージという考え方を もとに、開発と人権、開発と援助というものをどのように外交政策、あるいは援助実施の中でそれぞれ結び付 けていくか、という議論があったと思うんですけれども、過去これまでの事例を見てですね、それがどういっ た形で為されているのか、というのを改めて具体的な事例をもとに教えて頂きたいということです。まずはと りあえず質問事項だけ先に述べさせて頂きます。(2)のところで、<ODAの在り方検討における「人権」 の位置づけに対する評価と、「人権に対する今後の政策上の位置づけ」ということで、在り方検討における文 書を見させていただくと、人権の問題というのは反映されていないように思います。そこで、ODA大綱に書 いてありますよという答えになってしまうかもしれませんけれども、具体的にですね、どういう風な形で位置 づけているのか、実施のレベルにおいて、どういう風に反映させていこうとしているのか、そのあたりについて、とりあえず答えて出来る範囲でお答え頂ければと思います。よろしくお願いします。

○高橋: それでは、外務省側からご回答をお願い致します。

● 横田 (開発協力企画室室長):私、開発協力企画室室長をしております、横田と申します。どうぞ宜しく お願い致します。只今、DACの人権についての文書について質問を頂きました。この文書は、別のペーパー にもございますが、2007年DACの下部機関の貧困削減ネットワークで策定されたものです。英文で少し長 い文書ではございますけれども、中身としては今枝川さんが仰られた通り、10の原則をシェアーしたいとい うことでございまして、ここでひとつひとつご紹介する時間はございませんけれども、開発における人権を尊 重するとかですね、あるいは社会的弱者に配慮するとか、あるいは国家建設のプロセスにおいて人権をきちっ と見るとかですね、あるいは人権と援助効果とか、そういうようなことが 10 ほど並べられていると、そうい う風な資料でございます。で、それではこの文書、日本の、わが国の活用状況といいますか、政策文書にどう 反映されているのかとかあるいは実施されているのかというご質問でございますけれども、日本のODAの政 策文書の憲法というべきものはODA大綱でございますけれども、現在の大綱、2005年に策定されたのは第2 代の現大綱でございまして、ですので、まず時系列的に申しますとDACの文書の方が後に出ておりますので、 中身的には反映のされようがないのですけれども、じゃあ全然反映されていないのかといえばそういうことで は全くございません。それぞれのDACの文書にございます、10の原則の中身を仔細に拝見致しますとです ね、実はもう我々がODA大綱ですとか、政策文書ですとかに取り入れている考えが随所に現れているという ことでございます。2、3例を挙げますとですね、まずは、開発の文脈において、人権を尊重しなさいという こと、これはこの文書が初めて言ったことではなくてもうずっと言われていることだとは思うんですけれども、 そういう原則がございますけれども、例えば、ODA大綱の中ではですね、人間の安全保障という考え方が示 されていて、開発のあらゆる段階において尊厳ある人生を可能ならしめるように、一個人の方の能力の強化の ための協力を行うと記載されておりますし、実施機関の方では、JICAの方で、昨年NGOの皆さんご承知 おきかと思いますけれども、JICA・JBICを通して、環境社会配慮ガイドラインというのを新しくNG Oさんときちっと相談させて頂いて作りましたけれども、その文書の中でも、国際人権規約をはじめとする、 国際的に確立した人権の基準を尊重するということでこの人権の配慮がきちっと盛り込まれているというこ とがございます。また、国家建設のプロセスにおける人権の配慮ということでございますが、プロジェクトと いうことであれば、例えば、一昔前の例えばカンボジアとかですね、ああいうところで、わが国のプロジェク トに、民法とかですね、法律の策定を支援するというプロジェクトはございませんけれども、そういうところ で支援することによって、国家建設に何がしかのお手伝いが出来るということをやらせて頂いた事例がござい ます。

2点目でございますけれども、ODA大綱の運用状況ということでございますけれども、こちらの方は、ODA大綱の運用の原則というのが4つございまして、その中には、軍事的なものと、人権や民主主義をちゃんと守っているかをウオッチするというようなことが守られております。ただ、例えば古くは 1995 年の中国の核爆弾爆発したときに、無償資金協力を止めたとかですね、その爆弾が爆発したということで、誰の目からも分かりやすい例なのかも分かりませんけれども、人権状況がきちっと整っていない国に対する原則の適用というのは、爆弾が爆発するという例に比べれば、非常に分かりにくい観を持たれる向きもあるかと思います。 2.

3ご紹介致しますと、我々ども、人権の保障に十分な注意を払うというODA大綱の原則につきましては、これはやはり、個々、個別の国の状況とか事情を勘案して、一律の基準の適用はなかなか難しいだろうと、ただ、ケースバイケースできちっと判断していくと。ただ、例えばネガティブリンケージということで、ODAの供与に慎重な対応をとる場合には、人道的な側面というかですね、やはり、その国の貧困層の人たちに直撃するような、そういう援助の止め方というのはしてはいけないと考えているということがございます。一例を挙げますと、例えば、最近の例ですと、ミャンマーの例などが挙げられると思いますが、2003年にミャンマーのスーチー女史が拘束されるということがあって、そこでODAにつきましては、人道的な案件・民主化に資する案件を除いてODAを絞り込むと、あとは政治的情勢を見ながら個別に案内していくということをしたわけでございますけども、2007年にお坊さんのデモがあったときがございましたけれども、その時は更にODAの案件を絞り込むことをした、ということがございます。

最後に、人権の位置づけ、ODAのあり方検討における人権の位置づけでございますけれども、ODAのあり 方検討における文書には、人権と申しますよりも、人間の安全保障ということで、その考え方が盛られている と、いう風に思います。ご承知おきかと思いますけれども、人間の安全保障ということで、明日飢餓に陥るか もしれないという恐怖から自由であるとか、国とか他の国から人権を侵されるかもしれないという恐怖からの 自由とかというようなことでございますので、そこにその考え方が盛られているという風にお考え頂ければと 存じます。長くなりました。とりあえず、以上でございます。

〇高橋:はい、横田さん有難うございました。じゃあ 枝川さん、何か今のご回答に対して。

〇枝川: どうも有難うございます。人間の安全保障というお話もあったんですけれども、人権の問題を人間の安全保障と言ってしまうと、あらゆるところに散りばめられているので、それで終わりかなという感じもします。例えば政策レベルの話として、ポジティブリンケージ・ネガティブリンケージという話がありますが、ポジティブリンケージだとすれば、要するに人権に何らかの問題がある国があれば、それに対して援助を使って、援助をてこにして状況を改善しなさいと、そういう形で外交が展開されると思うのですけれども、その時に、具体的な対話以外に、例えばこういう案件で人権弾圧とか、そういうものに対する取り組みをしていったというものがあれば、もしお分かりになるものがあれば、伺いたいのですけれども。まず、それが一点目です。

〇高橋:はい、じゃあ横田さん、宜しくお願いします。

● 横田:有難うございます。具体的に例えばプロジェクトとか日本がODAをてこに何か改善をという話でございますけれども、これはひとつには、人権が悪化している国があるとしまして、その国が人権が悪化する前まで援助していた国というのはわが国だけではなくて、恐らく他の国もあるわけでございますので、一カ国だけで何かをやるというのは、他の国と協力をしながらやらないと、なかなかしんどいと、そういったところは恐らくあるのだと思います。具体的にはどの国があるのかと、何かプロジェクトなどあるのかと、言われますと、ちょっと今手元には無いのでございますけれども。先ほどの、改善されているのかというご指摘はあるのかもしれませんが、そうですね、ミャンマー、あるいは今現在まで続いている例ですと、フィジーの軍のクーデターの状況、あるいは、マダガスカルの、2年ほど前の、選挙が終わった後の状況、などなどがあるかと思います。

〇高橋:はい、じゃあ山田さん、お願いします。

● 山田:ODAと人権、軍事費、核開発等の関係、ODA大綱が出来る以前からこういう問題に係わってき ています。よくODA大綱の4原則と言われていますけど、4原則というのは間違いで、実は援助実施の原則 の項目の中で、内政干渉など国際連合憲章の諸原則及び、以下の4点について配慮する、今大網が元にありま すが、そういう風に書かれているわけですね。ですからODAを実施する際には、色々なことに十分配慮して 行っていかなきゃいけない。これはそのODA大綱の設置以前から、既にそういう配慮がなされてきたんです が、大網制定を機に、特にその点について配慮しなければならないと明記した、と私は思っております。OD A白書の中にある、ODA大綱の実施状況・原則の運用がたまたま非常に目立ちますが、ODA大綱をどうい う風に実質的に適用するかというのは、日々の政策決定、日々の実施過程でそれは考えられていると、そうい うことだと思います。もちろん、非常に単純というのか、軍事費の問題とか、人権と関係のない普通の開発案 件もあって、そういうことを特段に配慮することも無いようなところもありますけれども、そういうところで 問題のある国の案件の実施、あるいはその政策決定についてはそういうことが非常に微妙な配慮がされてきて います。ただ、それがどういう風に表に出るか。例えばミャンマーの例が出ましたけれども、ミャンマーに対 し、どういう風な援助をし、どういう風な援助をしないのかというのは、日本の外交政策、援助政策のうち、 常に非常に大きなテーマでした。現地に行ってもですね、ミャンマーの人々、それは政府側の人々のみならず、 反政府側の人々、あるいはその日本のNGOの人たちの中でも意見が分かれてきていると言います。どういう ことをやればいいのか、それから同じことをやったとしても、どういう風な対外的な表明の仕方をすればいい のか。例えば、ミャンマーについては非常に単純化して言うと、アメリカなんかはミャンマーの人権の状況を 厳しく糾弾して、対話をしないで外から非常に厳しく糾弾するという姿勢をとってきているんです。若干単純 化していますが。日本政府は、色んな形でのパイプを使って、人権状況の改善等の働きかけをしてきた。どち らもうまくいっているという風には言えないかもしれませんけれども、どういうやり方がいいか、というのは、 その時々の状況、それから、相手がどういう動きをするかによって違ってきますから、一概に言えない。フィ ジーとか、マダガスカルの例が出ましたけれども、これはたまたま非常に分かりやすい例があって、その時に、 人権状況、あるいは民主化に問題があったから、援助を一時的にストップした、あるいは限定的にやったとい う例であって、そういうことだけではなくて、日々、人権状況についてどういう風に考えるべきか、ただ、そ れは援助政策だけで考えられることではありません。日本の外交政策、あるいはその、今横田室長が言ったよ うに、他の国々がどういう風に行動しているかも配慮した上で、その一部が援助政策として出てくるというこ とですので、明確にですね、何か問題があったらネガティブリンケージだとか、あるいは、何か良いことがあ ったからポジティブリンケージだ、ということは単純にいえないと思います。他方、ポジティブリンケージに ついて言えば、民主化の方向に動いていくことについて、出来るだけ積極的に支援しよう、というのは、(予 算に限りがある、限界があるかもしれませんけれども、)そういうことは、外交政策の中で実現していこうと しています。ただ、それが明確に状況が変わったからすぐ予算が増えるのか、そういうわけではないと思いま す。それから、先ほどちょっとご紹介がありましたけれども、法制度整備支援とか、ガバナンスに対する支援、 これも出来るだけ強化しようとしてますが、この点についてはむしろ日本国内における人材であるとか、制度 が、まだまだそれに対しての取り組みが十分ではない。そういう意味で、枝川さんなんかご承知のとおり、そ の人権問題、ある種の民主化支援、法制度整備支援に日本の法曹界の、従来よりは積極的に取り組もうという

風に形になってきたんだといえますし、これは、外務省・JICAだけでなくですね、日本の制度が、法曹界とか、そういう司法制、法曹界なんかが、より積極的に取り組む。それを、姿勢だけではなくて、人材を育成することによって、より積極的に関与出来るようになってくるのではないか、と思います。若干、ちょっと抽象的になってしまいました。

○高橋:はい、山田さん有難うございました。そうしましたら枝川さんにはまたお願いしたいと思いますけど、他にどなたか、NGO側の人で発言したいという方がいらっしゃいませんか。手を挙げて頂けますでしょうか。はい、谷山さん、お願いします。

〇谷山(JANIC): JANICの谷山といいます。とても難しいといいますか、微妙な問題だと思います。山田さんが仰ったように、人権に関しての基準が先にありきで、それをそのまま日々の判断の中で当てはめるというのは難しいでしょう。特に他国との関係を抜きにして当てはめるというのは難しいでしょう。それはよく分かっているつもりですけども、同時に、これを単なるプロジェクト上の配慮、ということだけではなくて、外交上の、援助の外交上の、いわゆる重点的な政策として取り入れていくのか、ということになった場合は、そのゴールに照らした上での政策判断・政策評価することになります。ODA大綱の運用が、ケースバイケースであるということがありました。どういうケースだったらうまくいって、どういうケースだったら問題があるのかを含めて政策面での評価がないと、次のケースバイケースに適用できないですし、説明責任が不十分じゃないかということになります。今、人権というものを、援助及び外交政策において、今後どういうような重点的な課題としてとりあげるのか、重点化するのかしないのか、またとりあげるのであれば、どういう政策評価をしてフィードバックをするのかということが問われているのだと思います。これらの点で積極的な方向があるのであれば、共有願いたいと思います。

〇高橋:それでは答えて頂く前にですね、枝川さん、もし何かありましたら。

〇枝川:お答え頂き有難うございます。谷山さんと良く似た話なんですけれども、結局日々の判断だっていうことであれば、しかし結果として何かアクションが出てくるんですね。それに対してどうだったかという、今のお話とも繋がりますけれども、政策評価というのはどうだったのかというですね、やったらやりっぱなしかっていう話ですね、じゃあどうだったのかと。全然別の話になりますが、自衛隊のイラク派遣の問題が一体どうだったのかというのが議論としてあると思うんですけれども、そういう風な人権問題、ODA大綱に照らして何かアクション取ったときのその評価というのはどうなっているのか。あとはそのプロジェクトレベルで、どういったものが具体的に為されているのか、というところですね。このような評価レベルの話しは後の文脈でも活きてくる話だと思いますので。そこで、例えばこの後出てくる議題にある、ODAの見える化のレビューにおいて、その中で人権という項目を入れてですね、政策の決定段階から実施、あるいはその結果としてどうだったのか、その中で人権という視点から見てどうだったのか、その評価、視点を盛り込むのは可能なのかどうか。その点も含めて教えて頂きたいと思います。

〇高橋:そうしましたら、外務省側、どなたか。

▶ 山田:外務省を代表して答えるのは、現在職責上はずれていますが、先ほど申し上げたように、援助にお いてその人権の状況であるとか人権の改善を配慮する、そういったことは当然ですし、そういう方向に進むべ きだと思います。開発に関する評価をいかに評価するか、ということは、評価指標の改善であるとか、事前に どういう目標を立てているか、事前の計画以前の比較というものがある程度明らかにしやすいということでそ こは比較的、簡単とは言いませんけども、実施可能ですし、もとより他の国もやっていることだと思います。 他方、援助における人権の改善という問題については、援助で人権状況が、総合的に改善したり悪化したり、 あるいは、援助でどういう風な影響が与えられるかと考えると、そんなに援助で人権状況が大きく変わる、と いうことはなかなか期待し難い。もちろん、非常に良くない援助でその結果人権が問題になっているという例 が過去に無かったかといったらそれはあったかもしれないし、そういうことはないようにしなければいけない。 そういうことはありますけれども、援助をしたから、援助を止めたから、人権状況に直ちに関係するというも のではないし、そういう意味で援助の中で、人権状況の改善を狙った事前の基準の立て方というのは、実はな かなか出来ないのではないかと思います。それから、それを入れることによって、ある国の人権に介入しすぎ る、という問題も起こりえます。政策の最初の目標の立て方によって、「お前のところの人権を改善するため にこういう援助をやるんだ」といえば、殆どの国はそれについて反発を感じるんだろうと思います。CSOの 会議で、NGO側からドナーコンディショナリティーが多すぎるという不満があるという報告が、月曜日の会 議であって、聞きました。それは、先進国側は援助をやる際にそういう人権問題も当然念頭においているわけ です。ただ、援助国がしていることが、果たして総合的に見て、相手国の人権状況の改善に役立つのか、往々 にしてそうでない場合もあるのではないか。そうである場合もあるかもしれません、そういう意味では、一律 の基準というのは、試みは面白いかもしれないけれども、なかなか難しいのではないか。それから人権状況の 判断というのは、開発効果っていうよりも、判断が極めて政治的であるのですね。その政治的な評価を、援助 の評価と同じような文脈ではなかなか語れないんです。その外務省側の答えというより、これは外務省で日々、 外交で援助に関わって、悩んでいる者としての発言で、この中で一番年長なのでそうした発言をした次第です。

〇高橋:はい、有難うございました。時間が押し迫ってきているので、横田さん何かありますか。横田さんからお答え頂いて、あと枝川さんと、NGOでどなたか発言したい方いらっしゃいますか?よろしいですか。じゃあ横田さん、お願いします。

● 横田: 枝川さん、どうも貴重なご指摘を頂きまして、有難うございました。私も非常に勉強になりました。なかなか、「ODAのあり方検討報告書」という中で、外務省として、政策文書としての、ODA外交をこれから考え直していこうという風に言っております。その際には、NGOの方々と、また意見交換を重ねていきたいと考えておりますが、その際には、ご指摘頂きましたDACの文書などもですね、今一度考えていきたいと考えております。どうも有難うございました。

〇高橋:では枝川さん、どうぞ。

〇枝川:色々有難うございます。まさに、政策レベルでの人権というのは国家間の関係なので、人権を語るというのは非常に難しいんですが、だからこそアプローチの問題だと思うんですね。政策に掲げつつ、そのやり方をどう工夫するかということだと思うんですね、だからNGOがいたりするわけなので。そこの工夫の仕方

が、まさにこういうところで議論出来る話だと思いますので、私としては、民間レビューの中で、関係する案件があれば、今後の議論の中で入れて頂きたいなと、とりあえず一点、申し上げておきたいと思います。

● 山田:アメリカなんかで、人権外交となるとですね、言葉に迫力が出てくるのは、政府だけではなくて、 国内でNGOなどが、国際的な社会において、人権をやっぱり守るべきだと、非常に強い意見があるからです。 そうした国内世論に支えられていない政府の意見というのは、やっぱり説得力に欠けるんだろうと思います。 従って、NGOが政府が言いにくいことをむしろ言うとか、日本国内においてそういう声が強くなれば、日本 の外交政策も、それはやがては反映されていくだろうと思います。ただ、日本国内でそれがほんとに地に足が ついたものでなければ、仮に政府がそういったことを言ったとしても、対外的に説得力がないんだ、という気 がします。

〇高橋:ありがとうございました。そうしましたら、時間も来ましたので、この議題についてはこれで一旦終 わりにしたいと思います。いずれにしても人権が開発にとってとても大事だということはこの数年、国際的に もかなり盛り上がってきてます。先程、山田さんがおっしゃられたように、CSOの援助効果という議論の中 でも、「イスタンブール原則」として「人権」という言葉が明記されています。こういう現実は、そのことの 反映なのだろうと思います。市民の間で人権に対する意識が高くなってきています。その一方で、日本政府側 にも援助についての考え方があるのだということも良く分かりますね。ただ、今後、国際社会で高まりつつあ る人権意識の中で、日本政府がどのような所謂「援助方針」をとっていくかということが、これから必要な議 論であると思っています。あまり司会が喋っても仕方ないのですが、私もこの問題に関しては関心があって少 し調べているのですが、例えばカナダでは 2008 年に Accountability Act というODAに関する法律を作りま した。これは、2007年のDACの勧告を受けてだと思うのですが、その中でカナダ政府はODAというのは、 目的は貧困削減であり原則は人権であると書かれています。また、CSRという議論も高まっていますが、日 本のODAも企業が関わらないことには実際には援助はできないんですが、その援助を実施する際に、企業も 人権に関して Due Diligence っていうんですか、適正なプロセスに配慮をしていくべきと言われておりまして、 つまり一回配慮すればそれで終わりだよということでは決してなく、継続的に Due Diligence を続けていく、 再度見ていくということが書いてあります。その中では、例えばカナダの Accountability Act でどう書いて あるかと言うと、various Canadian commercial and foreign policy interests and to…basis for…。つま り、企業や商売、外交の関心がODAのベースになってはいけないということが書かれています。こうした政 策方針はカナダだからできるのかもしれませんが、日本が今後どうしていくかということもまさしくこれから 議論をしていきたいと思います。それでは次の議題に移りたいと思います。次の議題は、戦略的・効果的な援 助の実施についてということで、まず最初にPDCAサイクルの強化の実効性について、NGO側からの議題 の説明ということで、FoEジャパン・コーディネーターの清水さんからお願いしたいと思います。清水さん、 よろしくお願い致します。

○清水(FoE Japan): FoEジャパンの清水です。よろしくお願い致します。この件につきましては、このような会合でご議論させていただくのは3回目だと思います。今回はこれまでの議論から一歩踏み出して、運営についてご議論させていただくべく、ODA政策協議会コーディネーターー同より、一枚紙で参考資料として用意させていただいております。このタイトルは、PDCAサイクルの強化の実効性についてとな

っておりますが、特に開発協力適正会議について議論させていただきたいというように思っています。前回の 繰り返しになりますけれども、1 月に外務省が出したペーパーの中で、この適正会議について言及されていた わけですが、あまり具体的なことは書かれていなかったことから、本当に開発協力適正会議がPDCAサイク ル強化の実効性を公正に高める上でそのツールになるかということは、具体的に適正会議がどのような権限が ありどのような活動をするかというところが確定しないと、なかなか分からないだろうと思います。従いまし て、今回は、その適正会議の具体的なTORについてご議論させていただきたいというように思っています。 具体的な質問としては2点あります。まず、先程申しました1枚紙の参考資料のペーパーですね、この開発協 力適正会議の設置及び運営について外務省としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。これに つきましては、前回議論をしたときに、外務省としてこの適正会議のTORについて最終決定する前に、もう 一度こういったNGOとの議論の場を持っていただきたいと思っておりますので、今回このTORについて外 務省側からの案が出てきていないと思うのですが、そういった観点からは今回だけで終わりというわけではな く、TORが出た段階で、再度ご議論させていただきたいと思っております。このペーパーについて1つ1つ 説明するのは時間の関係上、割愛させていただきたいと思うのですが、1点だけ補足がございまして、1 点目 の人選についてというところなんですけれども、委員の人選は透明かつ公正に行うことというふうにあります けれども、一体どのように確保するのかというところが非常に難しいところだとは思います。1つ提案なんで すけれども、例えばJICAの環境社会配慮ガイドラインの委員の選定なんかのときは、JICAではない外 部を選定委員を当てがって、その人たちが評価をして、その評価をJICAに伝え、最終的には当然JICA が最終決断しました。このような人選方法は、透明かつ公正にというところを実現するにあたって、資すると 思いますので、そういったところも検討していただければと思います。それから、2点目なんですが、実はこ れ事前質問で事前会議の場で言っておくべきことだったんですけれども、外務省の1月のペーパーの中に、案 件計画会議という言葉があったんですけれども、これが一体何なのか、PDCAサイクルとどのように関わっ てくるのかということを教えて下さい。以上です。お願い致します。

〇高橋:清水さん、ありがとうございました。では、外務省から牛尾さん、お願い致します。

●牛尾:僕から最初答えちゃうと、委員の選定の話については今初めて聞いたんで考えさせて下さい。確かに、1 つの公平性の観点から良い方法であるかもしれないな、と直感的には思いました。2 点目の案件計画会議、これは個別案件、どの案件をやるのか、要するに協力準備調査を打つかということですよ。これは、JICAと外務省との間で年にだいたい4回やります。この会議で扱う案件というのは、協力準備調査をうつかどうか、審査をして、調査をする前にですねおそらくやったほうがお互いいいのかとも思っています。なるべく指摘されたことを入れた形で調査しなければ意味がないと思っていますので、実際、準備調査を打った段階で、NGOや各委員会から重大な懸念が表明されたものについてはどうフォローしたのか、もう一回報告をしてもらってまた決めるということは確保したいと思っています。全体的なことは、個別にちょっと言われなかったんですけど、事前に紙にいただいたので、こちらの考えていることを申しますと、だいたいご提案の方向性はおおむね同じです。正直言うと同じなんですが、要するに実際に委員になられる方のご意見を聞いてみないとあれなので、ちょっと実際に1回目やる前にですね、委員の方でこんな方法でいいのかと議論をして決めていきたいと思っております。あとは、委員の人選は透明かつ公正に行う、外部委員については自らの専門性に基づき外務省に独立した立場から意見を言うことを要件とすべきではないかということはまったくおっしゃるとお

りでございます。一応、委員の選定はやっていますけれども、ODA業務については十分な知見のある人、と いうことでやっているということは確かです。素人は正直言って入れておりません。名前を聞かれたら、この 人プロだなという方を中心にということです。設置目的、変えたらどうか、おっしゃるとおり趣旨は理解しま した。本文については考えさせていただきますが、なるべくご指摘に沿うように変えていきたいと思います。 活動内容や権限はさっき言ったとおりです。協力準備調査が行われるプロジェクト型の円借款、及びプロジェ クト型の無償資金協力についての個別案件を対象にして、ノンプロ型の無償資金協力については必要に応じて 制度的な観点から議論したいと思っております。技協については案件数が某大なので、これも制度的な観点は 先程から出ていますが、非常に重要だと思いますので、議論したいということです。運営について、オブザー バーの話。原則公開にしたいと思っています。ただオブザーバーについては、オブザーバーにどのような意義 があるかということですが、おそらく会議自体が適正に行われているかどうかを見ると言うことが重要なのか と思います。要は、NGOの方も2名出ますし、そのような方が中心に個別案件について十分勉強されてきて 発言していただくことには十分意味があると思いますので、オブザーバーの役割というのは会議に出ていただ くいうことに留めたいと、こういうふうに思っております。また、ODA業務全体としてご意見がある場合に は、こういう場がありますし、各種他の場が確保できているので、そこで議論をしていただいたほうが良いの かと思っております。あと、議事録なんですけれど、本当は逐語にしたいんです。ただ予算とのの関係で、本 当にできるのかなという感じです。必要に応じて、現場に行ってヒアリングするというのも予算の話であって、 予算との兼ね合い上難しいのかなと思っているということでございます。繰り返し申しますけれども、趣旨、 全てのキーワード等については同じだと思っております。以上です。

○高橋:ありがとうございました。それでは、清水さん何かありますでしょうか。

〇清水:ご回答ありがとうございます。何点かあるのですけれども、基本的にご姿勢は同じということで、よかったと思うのですけれども、何点かご回答の中で気になったところがありました。1点目は、実際になられた委員の方がですね、どのような設置の在り方、運営の在り方がいいかというのは非常に重要だと思いますが、最低限のところは一方で確保していただきたいと思います。今おっしゃったように、会議は原則公開であるとか、公開性の問題や基本的な目的のところは、それがどうかという委員についてはどうなのかといった、基本的なところは押さえていただきたいというように思います。2点目、オブザーバーの発言についてですが、例えば、繰り返し事で恐縮ですが、環境社会配慮ガイドラインの有識者委員会の中でも、オブザーバーの発言が認められていると思うのですが、これの意義というのは、実際の経験から思うところですが、やはりODAの問題は多岐に及んでいて、例えばプロジェクトの話をするときは、実際に現地に行った人がその場で発言できたりすると非常に参考になったりするんですね。そういった意味でオブザーバーの発言を許可することというのは、重要なんじゃないかというように思うんです。この点いかがでしょうか。議事録が逐語というのが予算の関係でできるかどうかというところですが、これはぜひお願いしたいところでして、逐語の議事録は非常に重要だと思うんです。ここは割くべき予算だと思っております。例えばODAの事業を一個減らしてでもですね、ぜひ割いていただきたいというふうに思っています。以上です。

●牛尾:予算って色々と細かい項目に分かれていて色々と聞かれるものですから、そこは制度的に ODA 一個潰したからってそっちの金が出るわけではないということはご理解下さい。オブザーバーについては、これだけ

で終わらせるつもりはないので、もう一回お話し合いさせて下さい。確かにおっしゃるところはあるかと思いますし、恐れているのは、オブザーバーの方々ばかりが案件に関係ないことばかり発言されて、要するに議事進行の妨げになってしまうことを恐れているんです、はっきりいうと。案件に絞った話をしていただくのが、要するにこの会議の目的なので、この目的をオーバーライドするということがたくさん起こるのではないかと思ってこういうことを言っているんです。

〇高橋:何か清水さん、ありますか。

○清水:一つだけよろしいですか。オブザーバーの発言を許した場合に、議事がめちゃくちゃになるんじゃないかということですけれども、少なくともJICAの有識者委員ではなかったことですし、この場合誰が議事進行を担うのかは分かりませんけれども、その議事進行の方に適切な対応をとっていただければないのではないでしょうか、というふうに思います。

〇高橋:田辺さん、その後加藤さん。お二人続けてお願いします。

〇田辺 (JACSES): JACSESの田辺です。2点お伺いしたいんですが、1点目は今後のプロセスで、 先程もう一回お話したいという話もありましたし、TORを出すということを事前の協議で伺っているもので すから、今後のプロセスについてちょっとお伺いしたい。それから2点目は、議事録なんですが、これは記名 ということでよろしいですか。仮に予算の関係で概要になったとしても、きちんと、発言者がクリアーに分か るようにしていただきたいと思っております。

〇高橋: それじゃあ加藤さんお願いします。

〇加藤(関西NGO協議会): 関西NGO協議会の加藤です。議事録のことばかりで恐縮なんですけれども、 今いろいろと議事録を逐語でということで異議をNGO側から申し上げたところなんですけれども、この適正 会議を今回こういう形で始めていくにあたって、この適正会議そのものがちゃんと効果的に機能するのかなと いうことを、やっぱりその後でレビューしながら改善を続けていくことも必要だと思います。その意味でも、 そこでどんな議論をしたのか、そこでどのような資料や情報を使ったのか、そういったことを後からきっちり レビューをしていく。そのためにもやっぱり、議事の要旨だけにとどめるのではなくて、やはり最低発言した 方がどういう資料を使ったのかとか、そういったことが後でしっかりと見える形で記録が残されていくのは重 要ではないでしょうか。そういった意味でも逐語のかたちのものが残ることが望ましいと私は考えております。 以上です。

●牛尾:記録については、恐らく田辺さんの言われたところかな、要するにどの方が何を言われたかは出したいなと思っています。ただ、委員になられた方がどう考えるかは分からないです。予算のことを考えるとなかなか逐語というのは勘弁してほしいところです。あとプロセス。一応お話合いはさせていただいて、合意に達したラインで私としては出したいと思っているんで、これもお話合いをさせていただきたいと思っています。以上です。

〇高橋:加藤さんからの質問だったと思うのですが、適正会議自体のレビューというのを念頭に置きながら進めていただきたいということだったと思います。そうですよね、加藤さん。

〇加藤: 概ねそういう主旨の意味合いであっての、議事録が逐語であったり、そこで用いた資料、情報等の公開であるということを、コメントとして申し上げました。

〇高橋:分かりました。他にいらっしゃいますか。では、谷山さん。また、後ろの方でもぜひ発言していただければと思いますけれども、他にいらっしゃいますか。じゃあ谷山さん、お願いします。

〇谷山(JANIC): JANICの谷山です。今牛尾さんから改めてTORの案みたいなものができた上で議論する場を作るということをおっしゃってくれたので安心しました。これは強くお願いしたいと思っておりました。その上でですね、この前の意見交換会でも述べたのですが、案件が審査されるにあたっての、入口と中身と出口について関心があります。多少触れられたところはあると思いますが、まず入り口についてあまり触れられていなかったのでお聞きします。これは外部からの懸念や意見を採用するルートがあるのかということです。委員そのものからの提案でされるのか、もし考えがあったらお聞きしたいのと、出口についてですが、これは助言とありますけれども、外務大臣直属ですか、局長付きなのですか。つまりどこに助言するのかということです。その上で再調査までも踏み込めるのかについてお聞きしたいと思いました。

〇高橋: 牛尾さん、お願い致します。

●牛尾:これはなかなか難しいですね。要は、誰に対して助言するのかということですが、岡田大臣とやったときもですね、要するにあのNGOアドバイザリー・グループをやりましたけれど、外務大臣に助言をするのは私は嫌だと、こんなこと言っちゃいけないんですけれども、そこのとこはちょっと色々ご相談しなければいけないなと思っております。再調査をするようなものについては、私はやらないだろうと思います、正直言って。要するに、指摘を受けてまだこれ見込みがあるなとなった場合は、要するに協力準備調査で手配するでしょうが、再調査になるような案件は、私の立場としてはとらないと正直思います。

〇高橋:じゃあ満田さん。

〇満田: メコンウォッチの満田と申します。私は今おっしゃったところがまさにポイントだと思っております。 牛尾さんがそうだとおっしゃりますが、かなり1つの案件でも、協力準備調査段階で、政府側は進めたいとい うものの、他のNGOあるいは他の方々からこれは問題だと意見が分かれることがあります。ですからこの適 正会議は、出口のタイミング、政府としての意思決定の前に複数の出口の形があるべきだと思いますし、その 中には再調査が含まれて然るべきではないでしょうか。ぜひここについてもご検討いただきたいと思います。

●牛尾:ひどいやつは正直言ってとれない。再調査やってできるようなものはやりますけれども、限度はあるだろうというのが正直なところです。おそらくこれ、協力準備調査をやりますよね。それで、一応これはやる

かやらないかの次の段階があるわけですよ。ここで議論しなければいけないので、関門はあると思っています。 ここで議論が終わりというわけではないので、そこで問題が出てくればやらないということになるということ です。

〇高橋:他にNGO側から発言されたい方はいらっしゃいますか。外務省からは牛尾さんだけでよろしいでしょうか?

〇加藤:関西NGO協議会の加藤です。繰り返しになってしまうと思うのですが、以前に有識者会議があり、わたしども関西NGO協議会からも委員を出したのですが、そのときに委員を出した団体の一員からの感想なんですけれども、会議の議事録は逐語の形では成されなくて要旨の形で出されたのですね。そうすると、なかなか自分が言ったような主旨を議事録に取り上げてもらえない、書かれていないと、そういった形で議事録が出てきてしまうと、その議論に対して自分として責任を果たしているのかというのを、その当時苦しみながら委員を務めていた、ということを非常に強い印象として持っておりまして、そういった意味でも、今回の適正会議は貴重な重要な役割を果たす場でありますので、確かに委員の皆さまのご意見を踏まえながら最終的にTORを形にしていくのでしょうが、やはり外務省側としても、設置をする側として、ここは絶対に譲れない部分をしっかりと持っていくということで、その上で、委員の皆さまで考えていくという形にしていただきたいと思います。公開はしっかりとしていただきたいと強く願います。

〇高橋:この議題に関しては、今回、NGO側からコーディネーター一同ということで「開発協力適正会議の設置および運営について」と題して出させていただきました。主な方向性としては、外務省としても、NGOの考えとさほど大きな違いはないと発言されたかと思います。ただ、いくつか細かいところで、例えば、議事録の逐語の扱い方だとか、オブザーバーの発言の問題だとか、実際委員になる方の意見もどうなるかということもあって変わってくるので、そこら辺も議論として残っています。TORはできるだけ早い段階で公開していただきたいと思います。3月くらいでしょうか?

●牛尾:基本的なところは正直いってできているので、そんなに時間はかからないですね。なるべく早く出ます。

〇高橋:ありがとうございました。それでは最後の議題、ODAの見える化で実施された過去案件のレビューについてということで、議論したいと思います。では、NGO側からメコンウォッチの満田さんからお願いします。

〇満田(メコンウォッチ): メコンウォッチの満田と申します。本議題についてもこういう場でとりあげさせていただくのは2回目なんですが、念のためこの経緯についてご説明します。まず、1月17日に、外務省から「戦略的・効果的な援助の実施について」ということで、公開されたもののなかに、過去のODAレビューも含まれておりました。これについて、私どもは非常に画期的な試みということで、公開されたこと自体は評価しています。ただ、内容を見ましたところ、別紙として配布させていただいておりますが、ここに示されたもの、これは私どもが見知っている案件について外務省がまとめたレビューをさらにレビューさせていただい

たものですが、内容的に、認識が甘いのではないか、そして評価が甘いのではないか、レビュー手法が不明確 かつ不十分ではないか、問題分析・教訓ともに不十分ではないかということを感じておりまして、そのことを 表明させていただいた次第です。先月行われました外務省との会合において、外務省としては私どもの提言も あって、今回のレビューは大変短期間で集中的に行ったものであり、足りないものがある、ということを認識 していると明らかにされました。また、NGOからの指摘を受けながら充実していきたい、今後は年に1回く らいこのようなレビューを行っていきたく、できれば進行中のものは全案件をデータベース化して、外務省内 で知識共有を保っていきたい。また各ODAのレビューを踏まえて、先程議論があった開発協力適正会議など に反映させていきたい、という趣旨のことをおっしゃったかと記憶しております。私どもとしては、これまで の評価を見直す非常にいい機会であると考えておりますので、なおのこと今の外務省の過去レビューでは問題 分析がしっかりとできていないので、ぜひそこをより充実させていっていただきたいということを考えている んです。ということで、どの案件も広く浅くレビューするのではなく、絞り込んだ案件について、NGOも参 加した場でレビューを行っていただけないものか。その目的は、見せることを目的としたレビューではなく、 問題、その原因の分析ということを踏み込んでやっていくということ、そういうレビューをお願いしたい。そ して、出口については、本当は今回のODA見直しに反映されて然るべきだったと私どもは思っているのです が、今からでも、このODAの過去の問題分析に基づいて、例えばリスクの高い案件を事前に把握して、未然 排除していくと、いうことにも繋げるレビューにできないでしょうか。あるいは、この過去のODA見直しな どのPDCAへの反映というものも考えるべきではないかなということです。提案といたしまして、問題の把 握、原因の分析といった認識を共有することと、ODAの支援プログラムやプロジェクトの選定や案件評価の 手法、見える化などに反映していくために踏み込んだ教訓を引き出すこと、この2点を目的として、ODAの 事前分析のための会合をですね外務省・NGOで少なくとも3回程度は開催することを提案します。この中で 個々の事例に即して議論をしていくと、先程人権についても議題にありましたように、人権を政策レベルで語 ると同時に、個別案件でどういうふうに扱われてきたのか、どういう影響があったのかということも、過去の DAを振り返りながらやっていくべきではないかと思っております。取り上げる事例としては、とりあえず別 紙で挙げられているような、私たちが問題意識を感じた案件のみならず、他のNGOや、一般の方々からの意 見を踏まえて選定していくのがよいのではないかと考えております。必要に応じて、ワーキンググループを立 ちあげたり、現地調査などを実施するということもありなのではないかと考えております。私のほうからは以 上です。

●佐藤:今の満田さんからのご提案については、基本的に共有していますので、具体的にどういうふうにやるかということをよく話し合っていきたい。具体的に、特にですね、この問題分析に基づいてリスクの高い案件については事前に把握するということについては、我々としてもそういう情報がですね、自分たちでは入手できない情報がもしあればですね、ぜひそれを活かしていきたい。それから、その上で申しあげると、いくつか羅列しますけれども、最初のポイントはですね、今後の教訓を引き出す上で今ある案件をやりたいなというふうに思います。その上ではですね、地域とかスキームに偏りがあってはいけないので、満田さんがおっしゃられたように別紙で出されているのは、アジアにおける円借款が多いようですが、それ以外のアフリカの無償案件とかもですね、他のNGOの方や一般から寄せられたコメントを踏まえて選定していきたいと思います。3つ目は、評価のレベルをある程度標準化する上で、実際今回外務省が出したリストは、事前評価っていうのは大体事業が終わってから3年後にやっているのですが、その報告書っていうのを公表しているんですけど、そ

の以前の段階で我々が問題じゃないかと把握したものは除けるんです。ただそれはですね、限られた時間の中 で調べたものですし、比較をするという意味では、対象としては、やはりその事後評価が行われたものから選 んだほうが、評価の違いを明確にする上でもよいのではないかと思います。4つ目はですね、今予定が10件 から20件ということなんですが、これはですね、どの程度作業量が出てくるかというのは私も分からなくて ですね、NGOが提案される踏み込んだレビューを行うためには、もう少し半分くらいに絞ったほうが意義が あるのではないかと思います。一定の方向性が見いだされれれば、数が問題なのではないのではないでしょう か。案件数についてはレビューを行いながら検討するのはどうかと考えております。5つめですけれども、当 たり前の話で念のために申し上げるのですが、色々と政府が行っている事業ですから、必ずしも全ての情報を 公表できない。公表できるもの、できないものがあるということをご理解いただきたいと思っております。以 上、5つがとりあえずコメントなんですけれども、その上であと2つ申し上げるとですね、このレビューに参 加されるNGO側の体制はどんな感じになるのかと思っておりまして、いつも、FoEさんやメコンウォッチ さんは非常に活発に情報提供いただいていおり感謝申し上げますが、外務省主体で行うということでもいいん ですけれど、NGO側のコーディネーターを開いていく必要があるのではないかと思います。あと、ある程度 の数の参加をいただけないと実施の意味が若干乏しくなるかなと思います。あとこれはちょっと技術的な話な のですが、3回という回数がありますが、これにつきましては、用は何をやるのか、何件やるのかによって作 業時間が変わってきますので、その結果として何回程度やるのが適当かということではないでしょうか。

〇高橋:佐藤さんありがとうございました。それでは満田さん。

〇満田:ありがとうございます。まさに私たちが迷っているところをそのまま突かれたというところがありました。ご指摘の部分については、実現の過程で議論させていただければと思っているのですが、一番最後のポイントが一番重要なのかなと思っております。つまりNGO側の体制ですね。実は、事前のNGO間の打ち合わせででもですね、この会合というのは外務省主催という書き方をしてしまっているのですが、必ずしもそうでなくてはいいのではないかと思っております。どういう体制で実施するのかということは若干議論があるところです。いつもの外務省にとってもおなじみのFoE、メコンウォッチ、ジャクセスといった団体以外にもですね、幅広いNGOが参加するような場になればよい、と思っております。それは、先程おっしゃった地域とスキームのバランスにも関わってくるのですが、とりわけアジア、東南アジアの大規模なインフラ案件というような、環境社会インパクトが大きいものについて問題提起してきましたので、例えば先程の人権ですとか政策的なものについては、他のNGOの方々、あるいはアフリカなんかについては、そういった方面に強いNGOの参加が欠かせないのではないかと考えています。以上です。

○ 高橋:ありがとうございました。佐藤さん、何か追加ありますか。

●佐藤: 具体的に5、6件を選ぶ上で、先程地域とスキームと申し上げたんですが、分野もですね、例えば水ばっかり5件やってもですね、これからの援助に反映させられないと思います。そういった観点から、ご提案もしあれば、我々が提示するというよりも、示していただけるとこの後の作業が進むのかなと思っております。

●牛尾:スキームやっている立場からいうと、円借款もいいんですけど、私も相当真面目に考えておりますの

は無償なんですよね。無償のほうが意外と、どんな問題があるのかは分かりませんけれども、直観的には問題が多そうだなということですね。率直なところですけれど、変えなければいけないなというところです。円借款のほうがまだいいのかな、と思うことも多々あり。要するに教育とかMDGs関連、結構建前しか使われていませんというのもあるんじゃないかなと思います。要するにソフトコンポーネントを入れていないということももちろんあって、そういった観点から評価の仕方もやっぱり見直すべきだなと思います。今の事業評価の在り方というのは、OECDの基準もいいのかもしれませんけど、一緒にやる意味で有用なものであるべきだと、個人的な意見ですけれども思っております。

〇高橋:ありがとうございました。NGO側からで他に発言の方いらっしゃいますでしょうか。

〇田辺(JACSES): 我々の指摘が有償に偏っているのは、我々の組織が、住民が被害を被っている、住民が困っているという視点からみていることがあって、確かに開発効果が出ているかとか、建物が建っていないとか、そういったものもたくさんあると思うのですが、我々としては住民が困っている案件を中心に見ているところもあるので、偏ってしまっているいうことはあります。ただ、開発効果が出ていない案件というところでも、他のNGOも興味を持っている方はいると思うので、そこは見ていく必要があるのかなと思っております。それから、先程事後評価が終了した案件に絞るという話がありましたが、円借款の場合はつなぎの案件が結構あって、その中で既に問題が起こっている案件があって、どちらかというと事後評価が終わってしまった案件は、時間も経っていて、住民も独自で解決してしまっている案件もあれば、我々が調査しきれないものも結構あって、むしろリアルタイムで反映させていくのであれば、別に事後評価が終わった案件に限らずにフレキシブルに考えていったほうがいいような気がしているので、そこは議論が必要かと思います。

〇高橋:では、加藤さん続けてお願いします。

〇加藤:過去の検証に関しては、満田さんのペーパーの最後にも触れていただいていますが、私どもの団体が、昨年6月に、ちょうどODAのあり方検討の過程で提言を出させていただいております。その中では、その当時の提案は、基本的に今戦略的・効果的援助の実施ということで走り始めてしまったアクションプランをやる前に、全ての前提として過去の検証をやってくださいということで提案をさせていただいているので、必ずしも今の現状と合致する提案にはなっていないのですが、具体的にどういった視点で検証していったらいいですとか、その細部の手続きだとか配慮すべき点であるとか、どんな規模でやるだとか、アイディアは参考にしていただける部分があると思いますので、使っていただければと思っております。もう1点ですが、コメントになりますが、過去の検証の際に、検証を何のためにやるのかということで、やはり前提としてODAのあり方そのものを見直していくために、どんな学びがあるのか、どのような教訓を得られるのか、そういった点で、検証を通じて得られたものをどこに反映させていくのか、フィードバックしていくのか、そのターゲットはわりとはつきりとしていたと思うんです。ただ今回、過去ODAレビューを踏まえてどのようにしていくかというのは適正会議に委ねるということがあるのだろうが、平行して走り始めている新しいODAのあり方に、そこに過去の検証から学んだものを反映していくメカニズムであるとか、これから作っていくために何が必要なのかという視点・観点を踏まえながら検討していくということをやっていただけるといいのかな、ということです。何を、何のためにがはっきりしていたほうがよいのではないかと思っております。以上です。

〇高橋:ありがとうございます。佐藤さん、何かありますか。

●佐藤:とりあえず今出た論点についてお答えしますが、まず、田辺さんのご指摘の住民が困っているという ことにつきましては、直観的に申し上げると、環境社会配慮ガイドラインのことで、モニタリング実施段階で、 ちゃんと助言委員会が機能しているというメカニズムがありますので、そこをまずしっかり活用して新しくで きたものでやっていくということが最初のアプローチではないかと思っております。ただ、やらないというこ とではなく、そういった共同レビューの中でも、住民の視点からインフラ案件をとりあげていくべきですが、 ただ先程申し上げたようにバランスをとるべきではないかと思います。あと、もう1つの点ですね、このご提 言、全案件につきましても、ちょうどご指摘いただきましたので、訂正させていただきたいのですが、メコン ウォッチから配られている紙にもですね、1・の経緯のところですね、その下のところで外務省が下記のよう に説明しているというところですが、④なんですけれども、現在進行中のものは全案件を平成24年度までに、 過去のODAについても平成25年度までに実施したい、と。この実施したい中身がですね、見える化を実施 するということでございます。その後は、これよりデーターベースを作成し、外務省内部で知識共有を図ると いうことにとどまらず、それ以上に、見える化をして、それをみなさんの中でアクセスできる形になるように 今作業しております。④で描かれている以上のことをやる予定でございます。それに加えまして、今年度事業 ではですね、過去のプロジェクトレベルの評価結果というのは色々なところにバラバラにあるわけですが、一 括したシステムを構築中です。これにアクセスしていただくと、例えば水案件でどこの国とやるとですね、一 覧で事後評価がぱっと出てくるというものを作っておりますので、ご指摘のあった過去案件の洗い出し評価を 議論できる材料を公開したいと思っております。あともう一個あったかな。すみません、忘れてしまいました が、とりあえず。

〇田辺:ガイドラインの助言委員会は、案件形成中に行っているものなので、外務省が今回見える化で対象にされた案件は、案件形成段階ではないと理解しております。少なくとも見える化で外務省がとりあげた案件での現在進行形での重複はないと理解をしております。ただ、先程申し上げたのは、事後評価を終わった案件と絞ってしまうと、見える化で取り上げた案件をさらに絞ることになるので、そこはもう少し議論が必要かなという主旨で申し上げました。案件形成中の段階で見える化の中でやろうという趣旨はなく、そういうところでの重複はもちろんさけるべきであろうということです。

●佐藤:おっしゃったところは、環境社会配慮ガイドラインのモニタリングということで、実施段階で問題が起きた場合に適切な対策を取ることになっておりまして、そういったところを活用できるのではないかということを申し上げました。先程ちょっとお答えしなかったことで、加藤さんのお話だったと思いますが、最終的にどういうふうに反映させるかというメカニズムが重要であるというところは、全く同じ考え方でおります。そこはですね、例えば今考えているのは、どういう視点で案件形成、計画を作っていくべきなのか、それを洗いだす5つなり6つの共同レビューをし、10項目くらい作り、それがどういう分野の事業で起こりえるかということを議論して、それを調査の段階でどういったことを見ればいいのか、政府として案件を採択する際にどういったところに気をつければいいのかを議論できれば、共同作業の成果物として関係者の連絡を持ちながら、あるいは新しい問題が発生すれば加えるとか、そういったものがあればいいのではないかと。ただ単に、

リスクを事実誤認ですとか、分析が足りないとかお互いに言いあうものだけではなく、こういったものを目指して、ただこれがどのくらい時間がかかるものかは分かりませんが、加藤さんのご意見を伺って思っている次第です。

〇高橋:ありがとうございました。もうNGOからの発言はよろしいでしょうか。

〇枝川:担当ではないので不規則発言かもしれませんが、今の検証という話が出ましたが、私も大事だと思います。案件固有の問題を次の似たような類似案件に反映させていくというのもあると思うのですが、案件だけはなくこれはスキームの問題だろうというのもあると思うんですね。無償特有、無償が故に起こりうるという、何か分かりませんけれども、そういうものがあると思うんですね。そういう制度上の問題を見て行く必要もあるのではないでしょうか。見える化をやる上でそれをやるべきかは分かりませんが、そういった意味で不規則発言なんですけれども、もしそれをやった上でそれを制度に反映させていく、そこまでやらないと多分過去から、ODAって過去から何度も何度もこういうこと(見直し)ってやられていると思うんでが、本当にそれが制度の中に反映されているのか、そここそが問題だと思います。そういったパイプというかそここそをなんとか作っていくということが一番大事なのではないでしょうか。ちょっとコメントです、以上です。

●牛尾:無償については全く枝川さんのおっしゃられた通りです。

〇高橋:それではそろそろ時間も来ましたのでこれで終わりにしたいと思います。最後に一言だけ、議論に対する感想を述べさせて下さい。過去ODAのレビューには、網羅性・包括性を持ちながらやるということと、問題解決するために何らかの深堀りをしなければならないという重層的な取り組みが必要だと思います。NGOから提案しているのは、問題解決をするには深堀りが必要であり、そのためには、どういう手続きが必要か、そういうやり方が良いかという提案だと思います。外務省から出てくる発言は、どちらかと言えば、包括性・網羅性の観点からの発言です。おっしゃる通りだとは思うのですが、そこを一歩踏み越えていないことにNGO側から補完的提案を付け加えるという議論だったと思います。その意味で、今日の議論は「レビューの仕方」に関するコンサルテーションというふうに理解できるのではないでしょうか。今後、どういうふうに網羅性・包括性を意識しながら、深堀りという作業を行っていくか、両方に関心を置いてやっていく方法ということを考えていただければと思います。例えば、深堀りに関して、私なんかが考えるのは、もし教訓を学びたいと考えているのであれば、問題解決型で考えて、レビューシートの作り方なんかも、課題別でマトリックスを作っていくのも整理の仕方としてひとつの方法ではないかと思っています。そういったことも含めて、今後も外務省とNGOで意見交換をしながら進めていければと思います。最後に、時間もありませんが、せっかく外務省の関係部署から、評価担当の湊さんもいらっしゃいますし、人権に関して議題にあがりましたけれども久野さんもいらっしゃっていますので、お二人から一言づつ何かあれば、感想でも結構ですので頂きたいと思います。

●湊:ありがとうございます。評価広報室長の湊です。今年の1月から、評価室長になり、今回の会議も初めてです。評価というのは、PDCAサイクルの最後の輪をつなぐ部分で、そういう意味で非常に重要だと思います。特に、評価をきちんとフィードバックする。私が来て一番力を入れているのは、評価の質の向上です。質の高い評価をするには3つの要素があると思います。1つ目は評価のプロセス内容の質。評価デザイン、つ

まり評価対象をどういうふうに把握して、どういった評価基準でそれを評価し、そのためにどのような設問を設定し、どういうデータ収集の方法をとって、的確な答えを集めるか。そしてそれを最終的にどのように評価するかという事です。その時には、評価者の質ももちろん重要です。2つ目は、評価の中立性の確保です。もちろん評価者は第三者ですが、今年の4月以降、評価の部署、私どもの部署も今までよりは独立性が強くなってくる予定です。3つ目は、政策ニーズに合致した評価。つまり、評価結果がフィードバックされ易い、政策ニーズに合致した評価をやるということです。外務省の評価の件数は、それほど多いわけではありませんので、ニーズに合致した評価を行い、それがフィードバックに繋がって、PDCAサイクルを機能させる点にも力を入れております。どうぞよろしくお願いします。

〇高橋:ありがとうございました。そうしましたら、もし久野さんのほうから何かありましたらお願いします。

●久野:今日はODAについての対話ということで、自分は国連予算を担当しており、直接ODAを担当する部署ではありませんが、参加させて頂いた。その理由の1つ目はODA予算について勉強させて頂きたかったから。特に国際機関という観点で、どういった議論が展開されるのか、関心を持っています。もう一つは人権ですが、かつて人権に関わったことがございます。この2点に関連し、感想だけ申し上げたいと思います。今日の議論をお聞きした限り、視点として欠けていたと思われるのが、マルチの視点です。外務省のODAはバイの支援だけではないし、外務省の外交も二国間外交だけはない。0DAの現場には、各国やNGOのみならず、国際機関もある。その点の議論がなかったと思います。人権の関連で1つ申し上げると、最近イギリス国際開発省の多国間援助レビューが発表されました。私もざっと目を通しましたが、人権という表記はゼロです。ただ、援助を評価する指標の中に、女性、女の子といった弱者という表現はある。英国の援助は、貧困削減を重要な目標として掲げており、貧困削減は人権にも密接に関わっているのですが、このイギリスの多国間援助レビューにおいて人権という明記はないということをお伝えしたい。すなわち、人権という指標を明示的に掲げるというのも1つのアプローチなのかもしれないが、「人権」と明示的に述べない場合でも政策目標の中で人権という価値を位置づけ、外交を実践するというというケースもあるのではないかということです。是非イギリスの多国間援助レビューもご覧になるとよろしいかと思います。以上です。

○高橋:ありがとうございました。少し時間を超過いたしましたが、みなさまありがとうございました。こういった形で、今後も外務省、NGO間で色んな意味で情報交換・意見交換を続けていきたいと思っています。今日も、実り多い議論ができたのではないかと思います。最後になりましたが、NGO側から閉会の挨拶ということで、農業・農村開発NGO協議会の池田さんから一言いただきたいと思います。

〇池田:今日は色々と実り多いやりとりができたと思っております。その中で私がちょっと気になったのは、 山田さんがおっしゃった、人権をいくら私たちが騒いでも国民の支持がないと迫力がないだろうということ。 これは成程そうだなと思う一方、迫力とは何なんだろうと問いただしてみました。迫力がないというのは、半 分くらいは、言っている本人が納得していないからではないか、本人がそれだけの勉強をし、それだけ自分の 知識を積み上げて、そして自分はそう思う、それが自分の意見だというところのコンセンサスを自分自身が持 っていないから、迫力がないのではなかろうかと。そしてその上で、多くの人が支持すればなお迫力が出ると、 そういうふうに考えました。ちょっと話は変わるんですが、私今年結婚30周年を迎えます。結婚して一番最

初に私が気付いたこと、男性というものは、どんなにいいことでも自分で考えて自分で納得し自分で苦労して 手に入れたものしか興味がないということです。後でちょっと修正することになるのですが、実は男の人に限 らず、女性もそうなのです。そして、子どもはもっとそうだということに気がついたんです。本筋から外れて 申し訳ないんですが、高校受験を控えているときうちの子どもは全然勉強しないで文化祭の準備ばっかりやっ ている。本当にどうなるのかと私は心配で心配でしょうがなかったのですが、ここをぐっと我慢したんですね。 どうなるか見てました。すると文化祭が終わって11月。このままではまともな高校に入れないということで、 急に勉強し出しました。その時の迫力のすごさ。私はもうびっくりしました。その当人、ちゃんと思った通り の高校に入りました。これは、開発でいうところの参加型開発です。オーナーシップでございます。これがオ ーナーシップの正体です。自分で一生懸命やって手にいれたもの以外、人間は興味がないのです。そうでない ものに多少は興味もったとしても、それを絶対手放すまいと一生懸命にならないんですよ。これは開発の真髄 ではないかということを、私はこの30年間の結婚生活で学んだわけです。「迫力」というのはそういうこと ではなかろうかと私は考えております。そして、迫力を増すにはどうしたらいいのか。これはまた話が変わる ように見えて実は変わらないんですが、先程から私どもがしつこく求めております議事録、全部逐語で公開せ よということ、議事は全部オープンにしろ、オブザーバーの発言を求めろ、オブザーバーの発言を止めない、 ということに通じます。それはどういうことかといいますと、全てをオープンにすることによって、大きな力 を私たちは得ることができるからです。とんでもないことを発言する人もいます。うるさいやつもいます。仕 事の邪魔をする人もいます。でも、そういうのがいたとしても、一応私たちはNGOなので、秘密主義はない ので、そういうのを受け入れつつ跳ね返しつつ、仕事を進めると、そういううるさかった人たちが実は私たち の力になることがあるのです。支持してくれるんです。最後までうるさい人もいます、もちろん。そういう人 がいるということも含めて、全部受け入れた上で、情報公開すると、そこまで腹を括ったときに私たちの言う ことは迫力がでてくるんです。説得力が出てくるんです。国民に対してこういう理由でODAが必要なんだと いうことが、一人ひとりのお腹にしみ込んでくるんです。お腹に落ちてくるんです。だから私たちはしつこく 公開だ、議事録だと騒いでいるんです。別に議事録に自分の名前が載っていれば嬉しいとかそういう話ではな いんです。国民一人一人を味方につける。外務省にとったらNGOを味方につける。NGOにとっては外務省 を味方につける。ODAをみんなが手をくんでやっていく。1つの目的を持ってやっていく。その迫力という のは、情報の公開においてしかないと思うんです。そして、一人ひとりの人間が、否定しつつ賛成しつつ、自 分自身で最初から何かをつくりあげていく。そこで初めて本当の意味の支持が出来上がってくるんです。そう いうプロセスが実はこのODA政策協議会、あるいはNGOと外務省の定期協議会だと私は思っております。 そういうことで、これからも末長くうるさいNGOとおつきあいいただきたいと思う次第でございます。今日 はありがとうございました。

〇高橋: それではこれをもって第三回〇DA政策協議会を終了とさせていただきます。